

広報

みほ

平成27年(2015)
8月号
No.641

人と自然が輝くまちMIHO



美浦村議会議員一般選挙

投票日 8月23日(日) 投票時間 午前7時～午後8時

投票できる方は…



選挙権は、日本国民で満20歳以上(欠格者〔一定の犯罪者を含む〕を除く)の全ての方に与えられますが、今回の美浦村議会議員一般選挙で投票できる方は、以下の要件を満たしていることが必要です。

- ・美浦村の選挙人名簿に登録されている方(一定の犯罪者を除く)
 - ・美浦村に住所を有する年齢20歳以上の日本国民(平成7年8月24日以前に生まれた方)
 - ・選挙人名簿登録基準日(8月17日)において、引き続き3カ月以上美浦村に住み、住民基本台帳に登録されている方(転入された場合は5月17日までに転入の届出をした後、引き続き村にお住まいの方)
- *美浦村の選挙人名簿に登録されている方が、投票する日までに村外に住所を移した場合は、投票資格は無くなります。

※投票できる方には、投票所入場券(ハガキ)を投票日前日までに郵送します。

投票の方法は…



◆投票に行く前に確認しましょう

村から郵送されてきた「投票所入場券」の選挙名称・有権者氏名・投票所等を確認してください。

*投票所入場券に記載されている指定の投票所以外の投票所では、投票することができません。自らの入場券を持って、指定の投票所へ行きましょう。

◆投票所での投票の仕方

まず受付係の前で停止し、受付係に投票所入場券をお渡しください。名簿対照係が名簿で確認しますので、確認完了後に投票用紙交付係前まで進み、投票用紙の交付を受けてください。投票用紙を受け取ったら記載台へ進み、投票用紙に選挙の候補者氏名を記載し、記載内容が見られないように二つ折り等して、所定の投票箱へ入れてください。

《投票所入場券を紛失した場合》

投票所の係員に申し出て、再交付を受ければ投票できます。

《代理投票制度》

身体の故障等の理由により自分で投票用紙に記載できない方のため、本人に代わって係員が代筆する制度で、その際の投票の秘密は守られます。代理投票を希望される方は、投票所の投票管理者にお申し出ください。

滞在先でも投票できる不在者投票制度



滞在先の選挙管理委員会や病院・老人ホーム等で、投票日前に投票できる制度が不在者投票制度です。

《滞在先の選挙管理委員会での不在者投票》

旅行や出張等で長期間村外に滞在するときは、滞在先の選挙管理委員会では不在者投票ができます。ただし、投票用紙等の請求や投票後の投票用紙等の送付は郵便で行われますので、お問合わせやご請求はお早めに選挙管理委員会までお願いします。今回は、不在者投票期間が短いのでご注意ください。

《病院や老人ホームでの不在者投票》

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や老人ホーム等に入院・入所されている方は、その施設で不在者投票をすることができます。この制度を利用したい方は、施設へお早めにお問合わせください。

《自宅で郵便による不在者投票》

身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方で一定の基準に当てはまる方、介護保険の要介護状態区分が要介護5と記載されている方等は、自宅で投票することができます。ただし、障がいの程度によってこの制度が利用できない場合があり、ご利用の際には事前に「郵便等投票証明書」の交付が必要で、なおかつ投票日の4日前までに投票用紙等の交付を請求しなければならない等、期日の制限もありますので、手続きの問い合わせや不在者投票の利用にあたっては、お早めに選挙管理委員会までお願いします。

むらの 話 題



地域の話題をお待ちしています
(広報係 ☎ 885-0340 内線205)

陸平をヨイシヨする会が 和島誠一賞受賞！



陸平貝塚の保存と活用にかか
る長年の活動が評価され、陸平
をヨイシヨする会（市川紀行会
長が、第16回和島誠一賞（文化
財保存全国協議会主催）を受賞
し、6月21日に神奈川県茅ヶ崎
市で行われた授賞式にて、記念
の楯が授与されました。

授賞式では、村長時代から長
く陸平貝塚に関わってきた市川
会長の思いの込もった受賞スピ
ーチに、約300名の来場者が
聞き入る場面もありました。

この賞は、考古学に科学的精
神を啓発し遺跡保存を積極的
に進められた考古学者の和島誠一
氏にちなみ、21世紀に文化財保
護・活用および普及がさらに飛
躍的に発展するという期待を込
めて制定されているものです。

陸平をヨイシヨする会の皆さ
ん、おめでとうございませう。

小学生が交通安全 子供自転車県大会に出場



7月1日、ひたちなか市総合運動公園総合体育
館で県交通安全協会・県警主催の「第52回交通安
全子供自転車県大会」が開催され、稲敷警察署管
内代表として大谷小学校児童7名が参加しました。

選手の皆さんは、1カ月間放課後に学科と実技
の練習に励み、大会でその成果を発揮しました。
今後は、身につけた知識と技能を活かして、交通
安全の模範となってくれることでしょう。

柿本氏が地域環境美化 功績者として表彰



6月10日、柿本シヅ子さん（信太）が、地域環境
美化功績者として環境大臣より表彰されました。

柿本さんは、長年にわたり大谷小学校区の通学
路の清掃活動を毎日続けられており、子どもたち
の見守りにも貢献されています。その姿は子ども
たちの規範となり、環境美化意識の啓発・向上に
貢献されてきた功績が評価されました。

このたびの表彰、おめでとうございませう。

ソフトテニス 関東大会優勝！



7月4日、千葉県白子町に
て第34回関東小学生ソフトテ
ニス大会が行われ、県予選を
勝ち抜いた美浦ジュニアソフ
トテニススポーツ少年団所属
の松本和希（安中小）・矢崎康
介（古渡小）ペアが低学年男子
の部に、赤井琴音（江戸崎小）
・小泉優希（高田小）ペアが低
学年女子の部に県代表として
出場。闘志あふれるプレーで
松本・矢崎ペアが見事に優勝
しました。日ごろの練習の成
果が発揮されましたね。

◇美浦ジュニアソフトテニス
スポーツ少年団では、小学1
〜6年生の仲間を随時募集
しています。活動日は毎週
木曜日・土曜日です。

☎ 090-1104814315
【代表・小柳】

第10回ドッジボール大会

6月28日、美浦中学校体育館において、村子ども育成連合会主催の「第10回ドッジボール大会」が行われました。

当日は村内各地区の子ども会から351名の児童が参加し、小学校区ごとに連合チームを結成して、低学年11チーム、高学年15チームが出場しました。審判員は地区の子ども会育成会の方が務め、白熱した試合が繰り広げられました。

閉会式では、それぞれの部で3位まで賞品が送られ、みんな楽しく1日を過ごしました。



《低学年の部》

【優勝】レッドドラゴンチーム(美駒)



《高学年の部》

【優勝】ブラックコーヒーチーム(美駒・興津)



美浦村グラウンドゴルフ大会

7/17 光と風の丘公園多目的広場

- 《男性の部》 【優勝】 柳橋壽雄さん
 【準優勝】 保立晴夫さん
 【第3位】 熊谷八重夫さん
- 《女性の部》 【優勝】 増尾信子さん
 【準優勝】 中根京子さん
 【第3位】 芝崎君枝さん

毎年恒例！スイセンの球根を植えました

6月26日、大好きいばらき県民会議推進員の連絡会である「大好き美浦村ネットワーク協議会」の皆さんが、花いっぱい事業の一環として、村内の有志の方々から分けていただいたスイセンの球根を、国道125号沿いの斜面(受領地内)へ植栽しました。来年春の開花が待ち遠しいですね。

■球根を分けてくださった方々【順不同】

糸賀さん(大山)、佐藤さん(大谷)、堀越さん(大塚)、高橋さん(土屋)、海道さん(舟子)、匿名7名

◎ご協力ありがとうございました。



MIHOカップリングパーティー開催



プライバシー保護の為、ぼかしています。

6月27日、アンジェブリッサ(つくば市)において「MIHOカップリングパーティー」(村・村商工会青年部主催)が開催されました。

第11回目となる今回は、男性14名女性15名が参加し、2組のカップルが成立しました。

次回のカップリングパーティーは、この秋から冬にかけて開催予定です。まずは参加して、いろいろな人と知り合うことから始めてみませんか。

村長杯争奪野球大会開催



6月28日・7月11日、光と風の丘公園野球場において「第61回村長杯争奪野球大会」が開催され、6チームが村長杯をかけて戦いました。

- 【優勝】 シャネルズ
 【準優勝】 タナカ
 【MVP】 石塚龍也さん(シャネルズ)
 【敢闘賞】 大竹和生さん(タナカ)

スマート国勢調査！

平成27年国勢調査を実施します

国勢調査は、平成27年10月1日現在、国内に住んでいるすべての人を対象に、少子高齢化社会における日本の未来を描く上で欠くことのできないデータを得るために実施いたします。

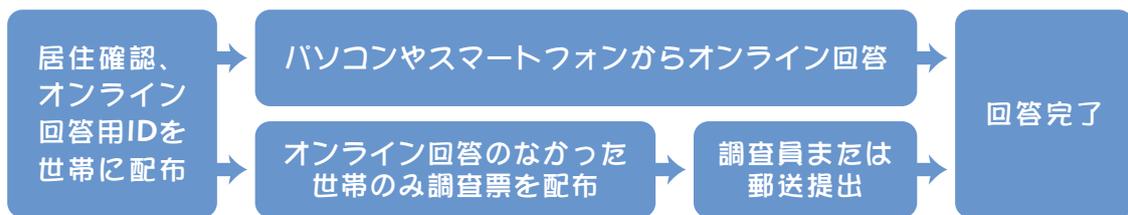
調査結果は、さまざまな法令にその利用が定められているほか、社会福祉、雇用政策、生活環境の整備、防災対策等、私たちの暮らしのために役立てられます。

今回の調査では、先にインターネットでの回答を受け付け、インターネットで回答のなかった世帯には紙の調査票を配布して調査を行います。紙の調査票は、直接提出いただくか、郵送でも提出いただけます。

※インターネットで回答いただいた世帯は紙の調査票に記入する必要はありませんので、調査票の配布および回収のための統計調査員の訪問はございません。

◆オンライン調査の流れ

9月10日から統計調査員がインターネット回答のための書類をお配りします。



国勢調査は「統計法」で厳格な秘密保護が定められています。
回答いただいた内容は、統計以外の目的に使用することはありません。
～国勢調査については、「国勢調査2015キャンペーンサイト」をご覧ください～
<http://kokusei2015.stat.go.jp/>



みほ文芸

正調俚謡 日和吟社 折句「雨・女」病句禁

女一人の音だけさせて朝が始まる台所

世界人気のなでしこジャパン見せた女の土根性

掛けた苦勞がしみじみにじむ握ってやりたや女房の手

心変わりを恨んでみてもあの娘気まぐれ雨女

風雨乗り越え一途に生きた男米寿の祝い唄

雨があがつて心も晴れて慰霊登山の山開き

語り継ごうよあの終戦日学徒動員女学生

蝉の鳴き声突然止んで暑さ忘れる通り雨

子等を見送る忙しい朝に今日も降るのかうつな雨

「女だてらに」言われた昔今のなでしこ光る星

ふっと目覚めりや名残りの夢が切れて淋しい雨の音

腕と口では負けてはいない六十路女の潮来舟

雨の予報が外れるように無事を願って出る旅行

姉さ女房と云われもしたが添うて悔いない茨道

泥にまみれて花壇の手入れ土に親しむ雨上がり

梅雨を彩るあじさい便り心通わせ笑みこぼる

雨が降り出し突然変わる祝辞急場の披露宴

雨に霞んだ筑波嶺仰ぎ名句作りに苦心する

七月の俳句（題 当季雑詠）

山里や潮騒のごと青嵐

百あまりひと日に落ちて夏椿

道の辺の山栗の花匂ひ濃し

ボーリング梅雨空スカッとストライク

田の泥を啜へて行きし燕かな

餌ねだる子鹿負けじと顔寄せる

商ひと掛け持ち主婦の草むしり

願ひ事欲張りながら卒寿初夏

熟れ麦をざわざわ揺する里の風

浅漬けは夫の手作り今朝のめし

オーシャンビュー暑さ忘るる伊豆の旅

飯塚筑風

上野八千代

山崎笑子

石戸葎華

田島草実

沼寄朋香

下村松陽

磯西涼香

長谷川悦子

塚本夏雲

篠原美千代

高橋一步

小池きよし

本橋清湖

伊藤葉子

門脇悠美

関根秀子

小蘭江久美

（五十音順）

青野安佐子

石毛恵美子

伊藤八千帆

木澤はしめ

高柳幸子

田島早苗

中島輝子

松葉よしの

松本秀子

宮崎きみ枝

矢原はつひ

美浦村村制施行60周年記念

第38回みほ産業文化フェスティバル

各種イベントへの参加者募集!!

今年も美浦村中央公民館を主会場として、「みほ産業文化フェスティバル」を開催します。

つきましては、各種イベントについて参加者を募集しますので、参加を希望される方は事前に参加要件等について実行委員会事務局でご確認いただき、9月4日までに「参加計画書」を実行委員会事務局へご提出ください。

※参加計画書は美浦村産業文化祭実行委員会事務局(美浦村中央公民館1階事務室)に配置されています。

《参加募集する各種イベント》

★ 作品展示の部

【開催期間】 10月31日(土)午前9時から
11月3日(火)午後4時まで

【展示会場】 美浦村中央公民館内の指定場所

★ 野外ステージの部

【開催期日】 11月3日(火)

【発表会場】 美浦村中央公民館駐車場
特設ステージ

★ 芸能発表の部

【開催期日】 11月3日(火)

【発表会場】 美浦村中央公民館大ホール

★ お祭り広場(模擬店)の部

【開催期日】 11月3日(火)

【出店会場】 美浦村中央公民館駐車場

★ 音楽フェスティバルの部

【開催期日】 11月14日(土)

【発表会場】 美浦村中央公民館大ホール

協賛広告募集!!

～みほ産業文化フェスティバルのパンフレットへ協賛広告を掲載します～

美浦村産業文化祭実行委員会では、自主財源確保と地域経済活性化を図ることを目的として、みほ産業文化フェスティバルのパンフレット(作成部数7,000部)へ有料で協賛広告の掲載を行います。

協賛広告にご協力いただける場合は、掲載要件等を実行委員会事務局でご確認のうえ、9月4日までに「広告申込書」を実行委員会事務局までご提出ください。

※広告申込書は美浦村産業文化祭実行委員会事務局(美浦村中央公民館1階事務室)に配置されています。

◎広告料

- ・1号広告 縦12.5cm×横18cmが20万円
- ・2号広告 縦6cm×横9cmが1万5千円
- ・3号広告 縦3cm×横9cmが1万円

◎掲載内容

業種、社名、代表者名、郵便番号、所在地、電話・FAX番号、e-mail、URL等。

《3号広告掲載のイメージ》

〇〇〇〇ならお任せ下さい!

■ ■ ■ ■ 商店

代表 ◇ ◇ ◇ ◇

T E L 029 - 885 - □□□□

※このイメージは実際の80%の大きさです。

◇問合せ先 生涯学習課(中央公民館内) ☎885-4451

暮らしサポート



消費生活に関する
問合せ・相談は消費
生活センターへ

自治体の消費生活センターだと思ったら 行政書士等から費用請求

スマートフォンでアダルトサイトに入ってしまった、動画の再生ボタンを2回押したら、突然「登録完了。3日以内に年会費約10万円を支払うように」と表示された。退会しようと業者に電話をすると「すでに登録になっている。午後5時までに振り込むように」と言われたため、慌てて「消費者センター」をインターネットで検索し、画面の上位に表示された相談窓口で電話をした。行政書士の事務所のように、「4万円です」と知られた

個人情報削除してあげる」と言われた。
(当事者：学生女性)

【ひとこと助言】

公的窓口である消費生活センターに相談しようとしてインターネットで検索し上位に表示された機関に相談したところ、民間業者や一部の行政書士であり、費用を請求されたという事例が報告されています。インターネットで検索する際には、「広告」と「検索結果」の違いに気をつけましょう。

日ごろから、お住まいの自治体の消費生活センターや消費者ホットライン(188番)の電話番号をスマートフォン等に登録しておきましょう。(国民生活センター子どもサポート情報より抜粋)

粗品をきつかけに通つて いだら、2カ月間で 500万円の契約

「商品の宣伝を聞いて無料で商品がもらえる」と知人に誘われ会場に出かけた。販売員の話が楽しく何度か通っていたら、2カ月の間に、布団や磁気治療器、下着等の購入

を次々に勧められ契約してしまつた。自分だけ小部屋に呼ばれて勧誘されたり、「あなたのため」等と言われたりして、断りきれず買ったこともある。購入時は頭金の支払いだけなので、高額だということ意識はなかったが、「場所を移転する。残額を支払って」と言われ初めて、総額が500万円以上だと分かった。生命保険を解約し、貯蓄と併せて支払った。商品を返品するので返金してほしい。
(当事者：80歳代女性)

【ひとこと助言】

「粗品がもらえる」「販売員の話が楽しい」等の雰囲気にかかれて会場に通い続け、その間に次々と高額な商品を契約させられてしまう、新たな手口のSF商法(催眠商法)の相談が寄せられています。

個別に声をかけられ勧誘を受けるのが難しくなるので、会場に近づかないことが第一です。長期間通い続けることで販売員との間に親しい関係性が構築され、断りにくい心理に陥ります。販売員の親切は契約させるための手

口です。家族や周りの人も気を配りましょう。
(国民生活センター見守り新鮮情報より抜粋)

日本年金機構の 個人情報流出に 便乗した電話に注意



消費生活センターを名乗る人から電話があり、「年金の個人情報流出しており、空き巣に入られるケースが増えている。あなたの情報が新聞に全部書いてある。消費生活センターなら無料で削除することができ」と言われたので、「あやしい」と思い、こちらから電話を切った。
(当事者：70歳代女性)

【ひとこと助言】

「年金情報が流出している、流出した情報を削除できる」と等といった不審な電話があつても、相手にせず、すぐに電話を切ってください。この件に関して、関係機関の職員が消費者へ電話やメールで連絡をすることはありません。
(国民生活センター見守り新鮮情報より抜粋)

司法書士による 無料法律相談

司法書士会より司法書士相談員が派遣され、消費生活に関する相談が無料で受けられます。相談日の2日前までにご予約ください。

- ◇日時 9月4日(金)午前9時30分～11時30分
- ◇相談場所・受付 美浦村消費生活センター

消費生活に関する相談は

- ◇村消費生活センター(消費生活相談全般) ☎885-7141(直通)
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時
(相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。)
※相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください。
- ◇消費者ホットライン(全国共通) ☎188 ※3桁で繋がります。
- ◇県警悪質商法110番(訪問販売や悪質業者に絡む各種相談)
午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379

～子どもから大人まで～

社会力が よくわかる連続講座(5)

育てよう
社会力

お問合せ
教育委員会学校教育課
☎ 885-0340(内) 226

Q 3. 「社会力」が豊かになると、どんな人間になりますか？また、誰もが社会力のある人間になると、どんないいことがありますか？

A. 社会力は、簡単に言うと「人が人とつながり社会をつくる力」のことでした。このような「社会力」が豊かな人には、良いところがいっぱいあります。その良いところがある人がどうなっていくかと言えば、次のようになります。

まず、人間が大好きになります。ですから、誰とでもすぐに仲良くなれます。仲良くなっているいろんなことを話したり、力を合わせているいろんなことをやるようになります。そういう人間になると、多くの人が進んで協力してくれるようになってきますし、さまざまな大事なことも教えてくれるようになります。すると、今度は自分も「進んで誰かを助けてあげる」ような思いやりのある人間になっていきます。そうすると、力を貸してくれる人がどんどん増え、ますますいろんなことをやりたくなり、新しいことに挑戦し、多くの人々の協力を得て成功します。こういうことが重なると人望も高まり、社会的に高く評価されるようになります。社会的に評価されるようになると、今度は自分の国だけでなく、他の国や人類社会を良くすることにも力を尽くすよう期待されるようになります。このように、社会力豊かな人間は広い視野から物事を考え、行動し、人類全体の将来も考えながら、自分ができることを全力でやるような人間になるはずで。また、こういう人間が多くなったら、戦争等のない平和で誰もが幸せに生きることができるといえる社会が実現するはずで。



いま世界の人口は70億人を超えています。これからますます増えて30年後には90億人を超えると予想されています。国同士が争っている場合にはありません。誰もが仲良くなり、協力して生きていくことが避けられません。そのために、誰もが社会力豊かな人間になることが求められているのです。

《教育長 門脇 厚司》



美浦村商工会青年部だより

《8月・9月の活動予定》

- 8月1日 横越商工会青年部交流会
- 8月5日 トレセン夏まつり
- 8月23日 いなしき夏まつり花火大会

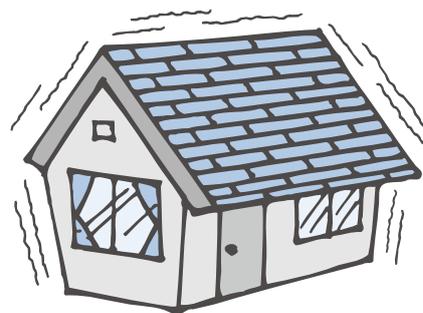


6月27日、第10回M I H Oカップリングパーティー会場にて運営スタッフ一同。今回は2組のカップルが成立しました。

☐お問い合わせ先 美浦村商工会青年部 ☎ 885-2250

～昭和56年5月までに着工の木造住宅～

「旧耐震基準」の木造住宅には 耐震診断支援制度があります



◆ 耐震基準 昭和56年5月までの建物と6月以降の建物では基準の内容が違います

【旧耐震基準】 昭和56年5月以前までに建築工事を着工した建物に適用された耐震基準です。これは、中地震（M5～7）を想定しており、震度5強程度の揺れでも倒壊せず、破損したとしても補修することで生活が可能な耐震基準です。しかし、巨大地震については考慮されていません。

【新耐震基準】 昭和56年6月以降に着工した建物に適用されている耐震基準で、巨大地震（M8以上）を想定しています。震度6強～7程度の揺れでも倒壊しないような耐震基準です。

※建物が老朽化している場合や震源地からの距離が極端に近い場合等では、新耐震基準を満たしている建物でも倒壊する可能性は十分あります。

古い耐震基準と新しい耐震基準は全然違うね！



うちも建てたのが昭和56年5月以前だから、耐震診断してもらおうかしら…



◆ 皆様のお住まいと生命を守るため、「耐震診断士」を派遣します

旧耐震基準で建てられた建築物は、耐震性が不足している可能性があります。また、東日本大震災等によって耐震性が低下している可能性があります。まずは、お住まいの耐震性を把握する事が大切です。

▶**申込方法** 木造住宅耐震診断士による耐震診断をご希望の方は、申請書（役場都市建設課窓口またはホームページに掲載）に必要事項を記入の上、役場都市建設課までご提出ください。

▶**対象住宅** 1. 昭和56年5月31日以前に着工されたもの。2. 一戸建ての木造住宅または店舗等併用住宅（住宅部分の床面積が全床面積の2分の1以上）で、どちらも延べ床面積30㎡以上のもの。

▶**診断費用** 一戸当たり4,158円※個人負担分

▶**申込期限** 平成27年9月30日（水）※診断の実施時期は平成27年11月頃に開始する予定です。

▶**申込・問合せ** 役場都市建設課 ☎885-0340 内線222・223

ご存知ですか？児童扶養手当・特別児童扶養手当

生活の安定と自立を助け、児童の心身の健やかな成長のために支給される手当です。

【**児童扶養手当**】 「死亡または離婚等により父または母と同一の生計でない児童」を監護する方、「父または母のどちらか一方が一定以上の障がいの状態にある児童」を監護する方、もしくは父母に代わって児童を養育している方に支給される手当です。

【**特別児童扶養手当**】 精神、知的または身体障がい等のある20歳未満の児童の福祉の増進を図ることを目的として、その児童を監護している方に支給される手当です。

※それぞれ所得制限等の支給要件があります。詳しくはお問い合わせください。

■■■ 「現況届」「所得状況届」をお忘れなく！！ ■■■

毎年指定された期日までに、児童扶養手当を受給している方は「**現況届**」を、特別児童扶養手当を受給している方は「**所得状況届**」を提出しなければ、8月分以降の手当が受けられなくなってしまいます。これらの届は、前年の所得および支給要件を確認し、継続支給の有無を判断する目的で提出していただくものです。現在手当を受給している方（支給停止者を含む）には、届出用紙をお送りしますので、関係書類を添えて下記の窓口に提出してください。

◇**お問合せ・窓口** 児童扶養手当：教育委員会学校教育課 ☎885-0340 内線232

特別児童扶養手当：役場福祉介護課 ☎885-0340 内線111・112



介護保険

お問合せ
福祉介護課介護保険係
☎ 885-0340
(内) 113・132

介護保険料の年金からの 天引き (特別徴収) について

介護保険料の納め方は、年金からの天引きで納める**特別徴収**と、納入通知書による窓口支払いや口座振替で納める**普通徴収**の2種類に分かれています。今回は、特別徴収についてご説明いたします。

● ● 特別徴収の対象者

受給している年金が年額18万円以上の方は、特別徴収の対象となります。ただし、次のいずれかの場合には介護保険料の一部または全部が一時的に普通徴収となりますのでご注意ください。

◎年度途中で介護保険料が増額になった場合 増額分が普通徴収になります。

◎年度途中で…65歳になった場合、老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった場合、他の市区町村から転入してきた場合 特別徴収が開始されるまでは、普通徴収となります。

*特別徴収は、その対象者として把握される月(偶数月)の概ね6カ月後から開始されます。

◎介護保険料が減額になった、年金が一時差し止めになった場合 普通徴収となります。

*ただし、翌年4月に特別徴収対象者と把握されると、把握された年の10月から特別徴収が再開されます。

● ● 介護保険料「Q & A」

Q. 特別徴収から普通徴収に変更することはできますか？

A. 65歳以上の方の介護保険料の支払い方法については、介護保険法第135条により特別徴収が原則とされています。自分で納付方法を選択することはできません。

Q. 介護保険料は65歳になるとすぐに年金から天引きされるのですか？

A. 65歳になった直後や、他の市区町村から転入した直後は、年金からの天引きを行うことができません。これらの場合は、村と年金保険者との事務手続きが完了するまでの概ね6カ月間は納付書や口座振替により納付していただくこととなります。ご面倒をおかけしますが、ご理解をお願いいたします。

Q. 美浦村に転入して介護保険料の納付書が送られてきました。介護保険料は年金からの天引きで納めているのに、二重払いではないですか？

A. 現行の制度上、自治体間において、転入後すぐには年金からの天引きを引き継ぐことができないため、一時的に前住所地の自治体の特別徴収と、美浦村からの普通徴収が重複する場合があります。特別徴収(年金からの天引き)による過納があるときは、前住所地の自治体から通知されます。

臨時福祉給付金について

消費税率引き上げによる影響を緩和するため、暫定的・臨時的な措置として、下記のとおり臨時福祉給付金が支給されます。詳しい受給要件については、広報みほ8月号とあわせて配布されるチラシもしくは役場ホームページをご確認いただくか、担当課までお問合せください。

給付の対象	基準日(平成27年1月1日)において美浦村に住民登録されている方のうち、平成27年度の住民税(均等割)が課税されていない方が対象です。 ただし、次のいずれかの場合は対象外となります。 ・住民税を課税されている方に扶養されている場合 ・生活保護制度の受給対象となっている場合
給付額	支給対象者1人につき6,000円(平成27年10月～平成28年9月までの1年分) ※平成26年度支給分は平成26年4月～平成27年9月分までの1年半分として算出されていました。
申請期間	8月31日(月)～12月25日(金)午前8時30分～午後5時15分まで
お問合せ	役場福祉介護課 臨時福祉給付金担当 ☎885-0340



子宮頸がん・乳がん 検診、骨粗鬆症検診 を実施します

がんといえば中高年の方がかかる病気というイメージがあるかもしれませんが、子宮頸がんでは30歳代が、乳がんは40〜50歳代が特にかかりやすい年代で、働き盛り世代での発見が増えています。

現在の医学では、早期に発見して治療すれば完治も可能です。そのためには、自覚症状はないから大丈夫と思わず、定期的に検診を受けることが大切です。

骨粗鬆症検診も併せて実施します。骨量は、加齢や偏った食生活、喫煙、運動不足等で低下します。高齢期に備えて現在の骨量をチェックしておきましょう。

子宮頸がん・乳がん検診

《集団検診》

◇ 申込方法 事前予約制です。申込期間内に電話または保健センター窓口で直接お申込みください。

◇ 申込期間・受付時間 9月1日(火)〜7日(月)午前9時〜午後5時

*土・日曜日を除きます。

◇ 検診場所 保健センター

◇ 検診日 10月7日(水)・9日(金)・18日(日)・19日(月)

・28日(水)・29日(木)・11月13日(金)・14日(土)

◇ 受付時間

・午前の部 午前9時30分〜10時(乳がんのみ受付)

・午後の部 午後0時15分〜1時15分(両検診とも受付)

《個別検診》

◇ 申込方法 受診前に、保健センター窓口へ自己負担額を添えて受診券の申請をしてください。その際、指定医療機関の一覧をお渡しします。

*受診券の有効期間は発券後3カ月です。

◇ 検診場所 指定医療機関

◇ 申込期間・受診期間 平成28年3月31日まで

がん検診無料クーポン券の利用について

5月下旬に特定の年齢の方を対象に送付した「がん検診無料クーポン券」は、今回の子宮頸がん・乳がん検診でご利用いただけます。この機会に、ぜひご利用ください。



骨粗鬆症検診

◇ 申込方法 電話または保健センター窓口でお申込みください。

*12月4日(金)は申込不要。

◇ 検診場所 保健センター

◇ 検診日 10月18日(日)・19日(月)・11月13日(金)・12月4日(金)

◇ 受付時間 子宮頸がん・乳がん検診と同じ時間です。

*12月4日(金)は午前9時30分〜10時30分となります。

※子宮頸がん・乳がん・骨粗鬆症検診の詳細は、8月中旬頃に村内在住で20歳以上の女性の方全員に個別に通知いたしますので、そちらで確認ください。

休日当番医

診療時間：午前9時〜午後4時
都合により当番医を変更することがあります。
※お問合せ先：なるしま内科医院 ☎869-4820

月	日	診療科目	医師	電話番号
8月	16日(日)	かない皮フ科 江戸崎眼科	阿見 稲敷	☎888-8188 ☎892-0262
	23日(日)	しのつか医院 宮本病院	阿見 稲敷	☎888-2450 ☎0299-79-2114
	30日(日)	印南クリニック いなしきクリニック	阿見 稲敷	☎834-2222 ☎892-3372
9月	6日(日)	かたやま耳鼻咽喉科 鈴木クリニック	阿見 稲敷	☎887-3349 ☎892-3640

◇ 子宮頸がん・乳がん検診、骨粗鬆症検診の詳細 ◇

検診内容	受診方法	料金	対象者(※)					
			20〜29歳	30〜39歳	40〜49歳	50〜56歳	57歳〜	
子宮頸がん	頸部細胞診	集団	600円	○	○	○	○	○
	頸部細胞診	個別	800円	○	○	○	○	○
乳がん	エコー(超音波)	集団	400円		○	○	○	
	マンモグラフィ(X線・1方向)	集団	400円				○	○
	マンモグラフィ(X線・2方向)	集団	700円			○		
	視触診	個別	400円		○	○	○	○
	エコー(超音波)	個別	400円		○	○	○	
	マンモグラフィ(X線・1方向)	個別	400円				○	○
骨粗鬆症	マンモグラフィ(X線・2方向)	個別	700円			○		
	超音波による骨密度検査	集団	300円	○	○	○	○	○

※平成28年3月31日現在で到達する年齢で判断してください。

けんこうレシピ

美浦村
食生活改善
推進員協議会

～ご飯にもパンにも向く簡単朝食メニュー～

《食改推進員が作成したオリジナルレシピ》

焼きマッシュルームのベーコン巻



睡眠中でも脳はエネルギーを消費しています。その脳のエネルギー源はブドウ糖です。消費されたエネルギーを補充するため朝ごはんをしっかりとして、元気な1日を送りましょう。

朝食の欠食は生活習慣病にも繋がってきます。栄養バランスを考えた朝食をとるように心がけましょう。お勧めは主食、主菜、副菜を取り入れた日本型食事です。

◇材料（2人分）

マッシュルーム（中）：8個、ベーコン：4枚、パプリカ：少々、甘酢：適量

◇栄養価（1人分）※パプリカの酢漬けは除く。

エネルギー：126 kcal、蛋白質：5.1 g、脂質：11.8 g、食物繊維：0.8 g、食塩相当量：0.6 g

1. マッシュルームはペーパータオル等で汚れを落とし、フライパンで笠と軸の面を中火で焼く。
2. ベーコンを幅2cm(マッシュルームの笠が少し出るような幅)、長さ10cm(マッシュルームをひと巻できる長さ)に切り、フライパンで両面をサッと焼く。
3. 焼いたマッシュルームにベーコンを巻く。
4. 付け合わせ用のパプリカはスライスして酢漬けする。

□問合せ先 保健センター(村食生活改善推進員協議会事務局) ☎885-1889

蚊による感染症 「デング熱」に注意!!

デング熱はデングウイルスによる感染症で、ウイルスを保有する蚊(ヒトスジシマカ、ネッタシマカ)を介してヒトに感染します。人から人へは感染しません。

東南アジアや南アジア、中南米、オセアニア等、広範な地域で発生しており、日本では毎年100例〜200例の報告があります。多くは海外で感染し帰国後に発症する輸入症例ですが、昨年8月に約70年ぶりとなる国内感染症例が確認されました。

【デング熱の詳細】

◇潜伏期間 多くは3〜7日
◇症状 突然の発熱(38℃以上)、頭痛や関節痛、発疹等
*まれに重症化して出血傾向やショック症状がみられることがあります。
◇好発時期 夏季(蚊が生息する時期)に多い

ヒトスジシマカは、空き缶に溜まった雨水等、小さな水たまりを好んで卵を産み付け

ます。住まいの周囲の水たまりを無くすことで、今シーズンや翌年に発生する蚊の数を減らすことができます。

蚊に刺されないよう次のことに注意しましょう。

・長袖長ズボン等を着用し、できるだけ肌の露出を少なくする。

・室内も蚊の駆除を心掛け、蚊の幼虫の発生源(水辺や下水溝、廃タイヤの中の水たまり等)を作らないようにする。

・虫よけ剤等を使用し、蚊に刺されないようにする。

◇問合せ 保健センター(健康増進課) ☎885-1189

《9月の乳幼児健診》

◇受付時間 午後1時30分〜2時

- ・4カ月児健診 9月14日(月)
対象：平成27年5月生
- ・3歳児健診 9月28日(月)
対象：平成24年6月〜7月生



平成27年度の 国民健康保険税の 税率が決定しました

国民健康保険(国保)は、皆さんが納める国民健康保険税(国保税)と国からの補助金等で運営されています。

皆さんが医療機関で受診したときの医療費のうち、個人負担以外の残額は国保から支払われています。国保の安定的な運営のため、国保税の納期限内の納付をお願いします。

平成27年度の国保税の税率は前年度からの据え置きとなりますが、医療分の賦課限度額を51万円から52万円に、後期高齢者支援分の賦課限度額を16万円から17万円に、介護分の賦課限度額を14万円から16万円にそれぞれ引き上げました。

また、昨年度の制度改正では、低所得世帯の負担軽減のため、国民健康保険税の5割軽減と2割軽減の制度が拡充されています。

※「賦課限度額」とは、課税できる額の最高限度額をいいます。

低所得世帯の軽減措置

同一世帯に属する世帯主と特定同一世帯所属者や国保加入者の前年中の所得の合計額が次の基準額を超えない場合、均等割額(一人あたりの額)と平等割額(二世帯あたりの額)が軽減されます(国保に加入していない世帯主の所得も軽減を判定する所得に含まれます)。ただし、基準額以下でも世帯の中に前年中の所得の申告が済んでいない方がいると、国保税の軽減が受けられませので、ご注意ください。

- ▼**基準額**.....
- ◇**7割軽減** 対象者全員の前年中の所得の合計が「33万円」以下
- ◇**5割軽減** 対象者全員の前年中の所得の合計が「33万円+(被保険者数+特定同一世帯所属者数)×26万円」以下

以下

◇**2割軽減** 対象者全員の前年中の所得の合計が「33万円+(被保険者数+特定同一世帯所属者数)×47万円」以下

※「特定同一世帯所属者」とは、後期高齢者医療制度への加入により国保を脱退した方で、それ以後世帯主が変わらない同じ世帯に継続して属している方(世帯主の場合には引き続き世帯主である方)のことです。

国保税の納め方



国保税の納め方には、年金からの天引きによる特別徴収と、納付書や口座振替等により本人が直接納める普通徴収があります。

- ▼**特別徴収**.....
- 次の要件を全て満たす場合は、特別徴収となります。該当する方には、「国民健康保険特別徴収税額の通知書」を7月中旬にお送りしています。
- ・世帯主が国保加入者であり、世帯の国保加入者全員が65歳以上75歳未満
- ・世帯主が年額18万円以上の年金を受給している
- ・世帯主が介護保険料の特別徴収対象者で、介護保険料と国保税の合計額が年金受給額の2分の1を超えない
- ※特別徴収に該当する場合でも、申し出により口座振替での納付に変更することができます。詳しくは役場国保年金課にお問い合わせください。
- ▼**普通徴収**.....
- 特別徴収の対象とならない場合、普通徴収となります。該当する方には、8月中旬に納税通知書・納付書を郵送します。

— 平成27年度の税率等 —

区分	税率等		賦課限度額
	所得割率	資産割率	
医療分	5.1%	35.0%	520,000円
	均等割額	16,100円	
	平等割額	19,600円	
後期高齢者支援分	2.3%	15.0%	170,000円
	均等割額	6,900円	
	平等割額	8,400円	
介護分	0.8%	なし	160,000円
	均等割額	10,000円	
	平等割額	なし	

徴収対象者で、介護保険料と国保税の合計額が年金受給額の2分の1を超えない※特別徴収に該当する場合でも、申し出により口座振替での納付に変更することができます。詳しくは役場国保年金課にお問い合わせください。



！ 昨年中の所得の申告が済んでいない方へ

国保税は前年の所得を基礎に計算しているため、所得の申告がされていないと正しい算定ができません。また、低所得世帯であっても世帯内に未申告の方がいると国保税の軽減措置も適用されず、高額療養費の自己負担限度額も高くなってしまいます。国保加入者および世帯主、特定同一世帯所属者の方は、前年中の収入の有無にかかわらず、所得の申告をしてください。

美浦村 子育て情報

子育て ワンポイント

毎月、親子でできる簡単な遊びや子育てのコツを紹介していきます。



赤ちゃんや幼児は体温機能調整が未発達。また、身長が低いために地面の照り返しの影響を受け、大人より2~3℃高い温度にさらされています。

◎日中の直射日光に注意！

炎天下の直射日光に当たると、頭上は50℃にもなるそうです。なるべく真夏日の日中、戸外で長時間遊ぶのは避けましょう。帽子を被りたがらない場合は日陰を見つけて、日光が直接頭に当たらないように配慮しましょう。

◎室内でも温度・湿度が高いと熱中症に！

室温は27~28℃に。風が直接体に当たらないようにエアコンや扇風機を上手に利用しましょう。

◎体調を整えて！

睡眠や食事をしっかりとっていないと、熱中症を発症しやすくなります。気をつけましょう。

9月の 子育て広場

予約必要なし
開催時間内
出入り自由

ぴよ：ぴよぴよサロン&プレママサロン (通常：午前10時~正午、PM:午後1~3時)

◇対象 2カ月~1歳3カ月、妊婦さん
◇場所 木原地区多目的集会施設和室

ぴよぴよサロン&プレママサロンでは、毎月一度、保健師、助産師、栄養士さんによる個別の「育児相談(☎)」を行っています。(通常の自由遊びもあり)

よち：よちよちルーム (午前10時~正午)

◇対象 1歳児 (H25.4.2~H26.4.1生)

日	月	火	水	木	金	土
		1 エン ほっ	2 びよ ほっ	3 ほっ	4 ほっ	5
6	7 びよ よち ほっ	8 エン ほっ	9 ほっ	10 ほっ	11 ほっ	12
13	14 びよ よち ほっ	15 エン ほっ	16 ☎ びよ ほっ	17 ほっ	18 ほっ	19
20	21	22	23	24 ほっ	25 ほっ	26
27	28 びよ よち ほっ	29 エン ほっ	30 PM びよ ほっ			

◇場所 木原地区多目的集会施設和室

エン：エンジョイ子育て (午前10時~正午)

◇対象 0歳~就園前 ◇場所 木原地区多目的集会施設和室、または村内の公園・公共施設

ほっ：子育てほっとルーム (午前9時30分~午後4時)

◇対象 0歳~就園前 ◇場所 子育て支援センター(木原地区多目的集会施設内)

※各子育て広場の詳細と、開催場所(都合により変更する場合があります)については、役場・中央公民館・保健センターに設置している「子育てカレンダー(毎月発行)」でご確認ください。

※どの子育て広場も「子育て支援センターのスタッフ」が担当しています。

発達相談 (子育てや発達に関する相談)

◇対象 0歳児~学童 ◇場所 予約時にお知らせします。

◇予約方法 子育て支援センターに電話で予約してください。 ※発達相談員が担当しています。

要予約

☎問合せ 子育て支援センター(木原地区多目的集会施設内) ☎885-6511 *午前9時から午後4時30分まで

お知らせ

臨時職員募集

- ◇業務内容 国勢調査調査票整理事務
- ◇応募資格 村内在住の65歳以下の方で、勤務場所に通勤でき、一般事務経験があるパソコン操作可能な方
- ◇勤務場所 役場企画財政課
- ◇雇用期間 10月8日(木)～11月30日(月)まで
- *土日祝日を除く。
- ◇勤務時間 午前9時～午後4時(一日6時間)
- ◇募集人数 4名
- ◇賃金 時給800円
- ◇応募方法 9月9日(水)までに、村指定の登録申込書

- を役場企画財政課に提出し
- ◇問合せ 村教育委員会学校
- *登録申込書は役場企画財政課に取りに来ていただくか、村ホームページよりダウンロードしてください。
- ◇問合せ 役場企画財政課

村教育委員会定例会を傍聴しませんか

- 公開会議なので、どなたでも傍聴することができます。
- ◇日時 9月28日(月)午前9時30分から(受付時間…午前9時～9時20分)
- ◇会場 役場3階委員会室
- ◇その他 個人情報が含まれるもの等、議事によっては一部非公開となります。
- ◇問合せ 村教育委員会学校

第11回梅朝基礎落語

教育課(役場内)

- 好文亭梅朝さんによる落語講座です。江戸時代に始まった落語は現代にも通じる素晴らしい話芸です。落語にまつわるお話を通して落語に親しみましょう。今回は「こわい」をテーマに落語「まんじゅうこわい」と「お菊の皿」を解説付きで披露します。
- *予約不要。聴講を希望される方は当日文化財センターにお越しください。
- ◇日時 9月12日(土)午後1時30分～3時30分
- ◇会場・問合せ 文化財センター

文化財保護のための巡視活動を実施

県および村では、私たち住民の貴重な歴史的・文化的財産である文化財を破損・盗難等の不測の事故から守るため、定期的な巡視活動を行ってまいります。県内全域で行われています。県内全域で行われています。この巡視活動は、県より委嘱された文化財保護指導委員(県教育職)があたり、夏季・冬季の年2回行っていますが、近年では巡視員が不審者として間違われるケースが発生しています。巡視員はつねに県発行の腕章・身分証を携帯していますので、不審の際にはお尋ねください。また、不明な点はお問い合わせください。

ロコモティブシンドロームの予防と対策講演会

私たちは、年齢とともに足腰が痛んだり、骨や筋肉が衰え、放っておくと将来的に寝たきりや要介護が必要になってしまいます。これがロコモティブシンドローム(運動器症候群)です。



8月は経済産業省主催の電気使用安全月間です

- ◇申込・問合せ 食生活改善推進員協議会事務局(保健センター内) ☎029-885-1889
- ◇主催 食生活改善推進協議会・シルバーリハビリ体操指導士会
- ◇申込期限 8月20日(木)
- ◇参加費 無料
- ◇講師 茨城県立医療大学教授 六崎裕高氏

いつまでも元気に生き生きと過ごせるようにと、今回の講演会を企画しましたので、ぜひお越しください。

*飲み物はご持参ください。

◇日時 9月4日(金)午前10時

◇会場 美浦村保健センター

◇内容 変形性膝関節症の予防と対策について

個人住民税は特別徴収で

特別徴収とは、事業主が毎月従業員等に支払う給与から個人住民税を天引きし、市町村に納めていただく制度です。地方税法上、所得税を源泉徴収している事業主は、パートやアルバイト等を含むすべての従業員、役員等の個人住民税を特別徴収する必要があります。

茨城県と県内すべての市町村では、納税者間の公平性や納税者の利便性等を確保するため、平成27年度から特別徴収の実施を徹底する取り組み（一斉指定）を行っておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

◇問合せ 県市町村課税政グループ ☎029-1301-2481、役場税務課

熱中症にご注意！

稲敷広域消防本部では、平成26年中に熱中症の傷病者を99人搬送しました。このうち39人が中等症以上と診断されています。特に高齢者や子ども

もは体温調節が十分でないので注意が必要です。熱中症予防のポイントを守って元気な夏を過ごしましょう。

《熱中症の予防法》

- ・水分をこまめにとる
- ・日陰を利用する
- ・日傘・帽子を使用する
- ・涼しい服装にする
- ・こまめに休憩する

※稲敷広域消防本部ホームページの「熱中症予防」リーフレットに詳しい予防法が掲載してあります。

◇問合せ 稲敷広域消防本部 救急課 ☎0297-6413846、消防本部ホームページ (<http://www.inashiki-kouiki.jp>)

30歳を超えてからの就活応援セミナー

ジヨブカフェいばらきでは、30歳を超えてからの就職活動に悩みを持つ方を対象にした就職支援セミナー「就職カレッジR30」を開催します。

◇日時 8月27日(木)、28日(金)、9月1日(火)、3日(木) 午前9時30分～午後4時30分

◇会場 土浦市亀城プラザ

(土浦市中央2-16-4)

◇対象者 概ね30歳～概ね40歳代前半の求職者で、全日程(4日間)参加できる方。

◇定員 先着15名

◇申込・問合せ 特定非営利活動法人雇用人材協会 ☎029-1300-11738、メール (s-college@koyou-jinzai.org)

赤ちゃんの駅(テナ)を貸し出します

村では、村内で乳幼児連れの親子が参加するイベント等を主催する団体に対し、「美浦村移動式赤ちゃんの駅(テナ)」を貸し出します。

◇利用できるイベントの条件
・特定の政治、思想または宗教活動を目的としないイベント

・乳幼児連れの保護者が参加するイベント
・法令または公序良俗に反しないイベント

◇申請時期 使用する7日前までに申請書を提出

◇貸出物品 テント・おむつ交換台1セット

◇申請・問合せ 役場福祉介護課

美浦村村制施行60周年記念でプレミアム率20%!

※売り切れ次第販売終了。

「プレミアム付クーポン券」9月1日販売開始

ぜひこの機会に、お得なプレミアム付クーポン券と地元商店をご利用ください。

- ◆価格 1セット10,000円 *購入限度額10万円。(1,000円券7枚+500円券10枚 総額12,000円分)
- ◆発行総額 6,500万円 ◆取扱加盟店 約70店舗
- ◆有効期間 9月1日から平成28年2月29日まで

《クーポン券発売場所》

- ・美浦村商工会(平日のみ)・(株)鈴木商店
- ・安田百貨店・高野青果店・いしばし商店
- ・タカス商会・中泉商店・石川商店・とびあ

～「いばらき kids Club カード」「いばらきシニアカード」の提示で特典～

今年に限り、各カードにつき1セット限り8,000円で、以下の販売場所で優先先行販売します。

優先先行販売

- ◆販売期間 8月24日(月)～30日(日)午前10時～午後4時
- ◆販売場所 美浦村中央公民館 *8月31日(月)以降は平日のみ役場経済課で販売。

※クーポン券が利用できる事業加盟店等の詳細は、新聞折込または商工会・商店配置のチラシをご覧ください。

◇問合せ 美浦村商工会 ☎885-2250

高齢者・障がい者の人権 あんしん相談強化週間

人には皆人権があり、それが個人として人権が尊重されなければなりません、残念ながら依然として高齢者・障がい者に対する人権侵害が発生しており、大きな社会問題となっております。

水戸地方司法局および茨城県人権擁護委員連合会は、従来から様々な活動を通じて高齢者・障がい者の人権問題に取り組んできました。

高齢者・障がい者に対する暴行・虐待等のあらゆる人権侵害について、電話で相談を受け付けています。秘密は厳守いたします。

◇日時 9月7日(月)～13日

(日)午前8時30分～午後7時

*土・日曜日は午前10時～午後5時

◇相談先 全国共通人権相談

ダイヤル ☎0570100

31110

◇相談員 人権擁護委員・法

務局職員

◇問合せ 水戸地方司法局人

権擁護課 ☎0291227

19919

無料調停相談会

夫婦・親子・相続等の家庭問題、土地建物・交通事故や金銭問題等でお悩みの方を対象に、土浦調停協会所属の調停委員が、その手続きについての相談に応じます。

◇日時 9月12日(土)午前10時～午後3時

◇会場 土浦市亀城プラザ

(土浦市中央2-16-4)

*亀城プラザ・博物館第2駐車場をご利用ください。

◇受付 予約不要。受付順。

◇問合せ 土浦調停協会(裁判所土浦支部内) ☎029

182114347

アルコール関連問題 研修会

県土浦保健所・県精神保健福祉センターでは、一般の方やアルコール問題で困っている方とその家族を対象にアルコール関連問題研修会を開催します。(参加費無料)

◇日時・会場 8月27日(木)

午前10時～正午(受付・午

前9時30分開始)・土浦保健

所2階大会議室(土浦市下

高津2-7-46)

◇内容 講演会「アルコール

依存からの回復」・意見交換

◇参加方法 電話またはFAX

Xで8月21日(金)までにお

申込みください。

◇申込・問合せ 県土浦保健

所保健指導課 ☎02918

2115516、FAX0

29182615961

ナスバの自動車事故 被害者援護業務

独立行政法人自動車事故対策機構(NASVA)は、自動車事故の被害者を次の援護業務により支援しています。

・自動車事故により脳を損傷

し、重度意識障害が継続す

る方に高度の治療・看護を

行う専門の療護施設を運営

・自動車事故により脳や脊髄

等に重度の後遺障害を負わ

れて自宅介護が必要な方に

介護料支給と訪問サポート

・交通遺児等育成資金の無利

子貸付と家族も一緒に交流

できる「友の会」を運営

・サービス概要や支所の連絡

先、他の相談窓口の紹介等

◇交通事故被害者ホットライン

☎05701000738

*PHS・IP電話は03-590912961

◇問合せ NASVA茨城支所

☎029122610591

国民年金保険料の 後納制度について

国民年金保険料は、納期限より2年を経過すると時効により納付することができなくなります。過去10年間の納め忘れた保険料については、平成24年10月1日から平成27年9月30日までの3年間に限り、厚生労働大臣の承認を受けたうえで、時効となった未納付の保険料を納付することができます(後納制度)。

この後納制度を利用することで、年金受給額を増やすこととはもちろん、納付した期間が不足したために年金を受給できなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。

後納制度は事前申込が必要です。また、審査の結果によって制度をご利用いただけない場合もあります。詳しくは、国民年金保険料専用ダイヤル

(☎05701011050)もしくは土浦年金事務所(☎029182417121)

までお問い合わせください。

茨城県づくり条例 が施行されました

障がいの有無に関わらず誰もが相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる茨城県づくりをめざし、4月1日に「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」が施行されました。これにより、県民や事業者の役割として障がいのある方が地域の一員として様々な地域活動に参加できるよう支援することや、障がいへの理解を深め差別を解消すること、障がいのある方が気兼ねなく支援を求められる社会の実現に努めることとなりました。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

また、4月より茨城県総合福祉会館内に「障害者差別相談室」が設置されました。

◇相談・問合せ 障害者差別相談室 ☎029124616049、FAX029124616048

◇受付時間 月曜～金曜午前9時～午後4時

*祝日、年末年始を除く。

平日住民課窓口に来られない方へ

村では、住民課窓口業務の「時間延長サービス」および「電話予約による証明書等の休日交付」を実施しています。業務内容が通常とは異なりま

◎住民課窓口時間延長実施日

毎月第2・第4水曜日（祝日の場合はその前開庁日）

*年末年始を除く

◇8月・9月の実施日時

8月12日・26日、9月9日、24日午後5時15分〜7時

◇取扱業務 各種証明書（住民票・戸籍の証明書・印鑑

登録証明書）の発行、印鑑登録、パスポートの交付、戸籍届書の預かり（審査・受理決定は後日）

*転入・転出・転居等の住民登録業務は取扱いできません。ご了承ください。

◎住民票の写し・印鑑登録証明書の休日交付（電話予約）

住民票の写しと印鑑登録証明書は、事前に平日の午前8時30分から午後5時までに電話予約したものを、土日・祝日の役場閉庁時に受け取るることができます。

*ご予約の際は必ず、証明書を受け取りにいらつしやる方が直接お電話ください。

◇問合せ 役場住民課

弁護士による法律相談

日時 9月30日(水)
午後1:30～4:00

*9月1日(火)午前8:30より申込受付

心配ごと相談

日時 9月7日(月)・24日(木)
午後1:00～3:00

*事前に申込みをされていない方は、お待ちいただく場合があります。

会場・申込先
老人福祉センター ☎885-7080
主催 美浦村社会福祉協議会

教育相談

相談・連絡先 ☎☎ 885-7788

電話相談 毎週火～金曜日
午前9:00～午後3:00

来所相談 毎週水・木曜日
午前9:00～午後3:00

場所：光と風の丘公園クラブハウス
*事前連絡の上、おこしください。
相談日以外は留守番電話またはFAXで相談を受け付けています。

行政相談

日時 8月27日(木)
午前10:00～正午

場所 役場2階小会議室

国の仕事のことなどで困ったときはご相談ください。(予約不要)

障がい者相談

日時 8月17日(月)
午後1:00～3:00

場所 老人福祉センター

身体・知的障がい者やご家族の悩み事等何でもご相談に応じます。(予約不要)

問合せ先 役場福祉介護課

8月の納税

*納期限は8月31日(月)です。

村 県 民 税 (2期)
国民健康保険税 (3期)
介護保険料 (2期)
後期高齢者医療保険料 (2期)

常陽銀行無料年金相談

常陽銀行顧問の社会保険労務士が、無料でご相談に応じます。(要予約)

◇開催日 9月17日(木)午前10時～午後3時

◇場所 常陽銀行美浦支店

◇予約・問合せ 常陽銀行美浦支店 ☎885-2915

放送大学10月生募集

放送大学では平成27年度第2学期(10月入学)の学生を募集中です。放送大学はテレビ等の放送やインターネットを通して学ぶ通信制の大学です。働きながら学んで大学を卒

善意

〔社会福祉協議会へ〕

○中野久永様(郷中) 古切手
○匿名希望1件 古切手

業したい、学びを楽しみたい等、様々な目的で幅広い世代、職業の方が学んでいます。
心理学・福祉・経済・歴史
・文学・自然科学等、幅広い分野を学べます。
*資料を無料で差し上げています。

◇出願期間

・第1回：8月31日まで
・第2回：9月20日まで

◇資料請求・問合せ

放送大学茨城学習センター ☎029-2228-0683

村の交通事故発生状況 (6月1日～30日)

	年累計
発生件数	5 (12)
負傷者数	8 (15)
死者数	0 (0)

6月30日現在死者ゼロ継続485日

○匿名希望1件 使用済みプリペイドカード
〔やまゆり基金へ〕
○匿名希望1件 10万円
〔善意銀行へ〕
○美浦歌謡連盟(代表：山田展裕)様 3万7353円
○協同組合聖苑香澄売店様 3万円
ありがとうございました。

文化講座案内(後期)

中央公民館では、10月から始まる「みほ文化講座」の受講生を募集します。
後期講座を3講座、短期講座を2講座用意しておりますので、ぜひご参加ください。
詳細は8月3日(月)の新聞折込チラシまたは村ホームページをご覧ください。

<p>裏千家茶道 (立礼)講座</p> <p>中央公民館 学習室 開講日 10月2日(金) 10:00~12:00</p> <p>回数 10回(金曜日) 募集人数 15名 受講料 2,000円</p>	<p>ベビーマッサージ& リズムで遊ぼう講座</p> <p>中央公民館 和室 開講日 10月2日(金) 10:30~12:00</p> <p>回数 10回(金曜日) 募集人数 15名 受講料 2,000円</p>	<p>パソコン活用講座</p> <p>中央公民館 研修室 開講日 10月18日(日) 13:00~15:00</p> <p>回数 10回(日曜日) 募集人数 15名 受講料 2,000円</p>	<p>短期 おうちで使えるカ ルトナーージュ講座</p> <p>木原多目的 会議室 開講日 11月12日(木) 10:00~12:30</p> <p>回数 5回(木曜日) 募集人数 15名 受講料 1,000円</p>
<p>短期 二 handed そば講座</p> <p>中央公民館 創作室 開講日 平成28年1月 24日(日) 9:00~13:00</p> <p>回数 5回(日曜日) 募集人数 12名 受講料 1,000円</p> <p>《各講座共通事項》</p> <p>◇受講対象 初級の方。※同一講座の受講は2回(2年目)まで</p> <p>◇申込期間 8月7日(金)~20日(木) 午前9時~午後5時(月曜日休館)</p> <p>◇申込方法 申込書(中央公民館に配置)に必要事項を記入の上、中央公民館1階事務所に提出してください。電話での申込みは出来ません。 ※未成年の方は保護者の同意が必要です。</p> <p>◇開講条件 応募者が5名未満の場合は開講いたしません。応募が定員を上回った場合は、規定に従って抽選となります。</p>			

■問合せ 生涯学習課(中央公民館内) ☎885-4451

戦後70年 平和祈念映画会

《上映作品》 「ひろしま」

被爆した子どもたちの手記を集めた「原爆の子～広島の子のうたったえ」(長田新編)をもとに昭和28年に制作された映画です。(1955年ベルリン国際映画祭長編映画賞受賞作品)

- ◎日時 8月16日(日)午後2時~
*午後1時30分開場
 - ◎会場 美浦村中央公民館 大ホール
 - ◎入場整理券 500円 *当日券有り(高校生以下無料)
 - 【チケット販売場所】 美浦村中央公民館 ☎885-4451
 - 【主催】 阿見・稲敷・美浦「ひろしま」上映実行委員会
 - 【共催】 非核平和美浦村宣言推進協議会
美浦の女性活動を未来に繋ぐ会「結」
 - 【後援】 阿見町:阿見町教育委員会
稲敷市:稲敷市教育委員会
美浦村:美浦村教育委員会
- 映画会に関する問合せ 実行委員会市川 ☎885-0446

